

野田市住民投票条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方・対応は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市住民投票条例（案）

2 意見の募集期間

平成 22 年 12 月 16 日（木）から平成 23 年 1 月 17 日（月）まで

3 意見の募集結果

提出者数・意見数		28人	107件
提出方法	直接持参	2人	14件
	郵送	1人	1件
	FAX	3人	17件
	Eメール	22人	81件
政策等に反映した意見			16件

4 意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
第2条 定義			
1 2 3	「署名等」の定義の中に、「署名押印することに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。」とあるが、「生年月日」は不要である。 (同意見 2件)	「野田市住民投票条例の制定に関する基本方針」にあるとおり、署名及び署名の効力の審査手続は、地方自治法第74条に規定する条例制定請求権の例によることが最も公正かつ確実な方法であると考えておりますので、案のままとします。	修正無し
第3条 住民投票に付することができる重要事項			

	意見の概要	市の考え方	案の修正
4	市政運営上重要な条例は、議会の判断だけでなく住民全体の意思を確認する必要があるため、(2)に「ただし、直接請求が議会で否決等された場合には、条例の制定・改廃については住民投票を発議することができる。」を加えるべきである。	地方自治法の規定に基づく直接請求と住民投票とは、制度の趣旨が異なりますので、ご意見を踏まえ、()書きを加えます。 修正後 法令の規定に基づき住民投票その他選挙権を有する者が直接請求を行うことのできる事項。(地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第3項の規定により議会に付議した条例の制定又は改廃の請求であって、議会がこれを否決した場合における当該請求に関する事項を除く。)	修正有り
5	市に予算、組織及び人事に関する事項は、市長の執行権を前提とするものではあるが、住民による政策判断を伴う場合もあると考えられるため、(3)に、「ただし、住民による政策判断が必要であると議会が判断した場合はこの限りではない。」を加えるべきである。	予算編成権、組織又は人事権に関する事項は、市長の専権事項となっていることから、住民投票の対象にすることは馴染まないと考えますので、案のままとします。 なお、予算を構成する事務事業には、重要事項となりうる事項もあると考えております。	修正無し
6	特定の地域だけでなく、特定の住民の利害に大きく関わることも考えられるため、(4)を、「専ら特定の住民又は地域に関する事項。」と修正すべきである。	特定の個人に関することは、住民投票に付すべきでないことは明らかなので、除外事項に「特定の市民」を追加します。 修正後 専ら特定の市民又は地域に関する事項	修正有り
7	この規定は市長に大きな裁量を与えることになるため、議会が関与するしくみが必要であるため、(5)に、「ただし、住民投票に付することが適当でない判断する場合は、理由を公表し議会の同意を求めなければならない。」を加えるべきである。	請求の却下に不服がある場合には、行政不服審査法の規定に基づく不服申し立て等を行うことができますので、案のままとします。	修正無し
第4条 請求資格者			

	意見の概要	市の考え方	案の修正
8	請求資格者に永住外国人を入れること。	請求資格者の要件は、公職選挙法に規定する選挙権と同一とすることが適切と考えており、永住外国人参政権については、賛否両論がありますので、国における判断を待ちたいと考えております。したがって、案のままとします。	修正無し
第5条 実施の請求等			
9	市民請求の要件である請求資格者の総数の10分の1以上では要件が低すぎる。悪用・乱用がされないよう、最低でも4分の1から3分の1以上は必要。	署名要件を低く設定すると、制度の濫用の危険があるとともに、市民全体の関心が低いため、投票率が低くなることが懸念されますので、市議会議員選挙の投票率が50%を下回る状況では、住民投票の実施には、一定の署名要件を設ける必要がありますが、高すぎても、市民の関心の高い重要事項について意見を聴くこととした制度の趣旨に反すると考えます。 このため、「野田市住民投票条例の制定に関する基本方針」素案では、「8分の1以上」としましたが、まだ高すぎるとのご意見を踏まえ、「10分の1以上」とし、同時に署名収集に必要な期間を確保するため、署名運動期間を3か月とするよう修正した経緯がありますので、案のままとします。	修正無し
10 11	市民請求の要件は、最低でも4分の1以上はないと、住民の意思を反映できると言えるか疑問である。(同意見 1件)		修正無し
12 13	市民請求の要件である請求資格者の総数の10分の1以上では要件が低すぎる。5分の1から3分の1以上とハードルを高くしてほしい。(同意見 1件)		修正無し
14	市民請求の要件である請求資格者の総数の10分の1以上では要件が低すぎる。もう少しハードルを上げるべきである。		修正無し
15	「請求資格者は、その総数の12分の1以上…」と修正すべきである。		修正無し
16 17	必要署名数のハードルを低くして13分の1以上(1万人程度)に下げべきだ。(同意見 1件)		修正無し
18 20	市長提案に議会の同意を義務付けるべきである。(同意見 2件)		住民投票は、市民、議会、市長が住民自治の推進のため、直接、市民の意思を確認する必要がある場合の制度であり、この点において3者は対等であると考えており、
21	市長提案は、議会の承認を得るべきである。	修正無し	

	意見の概要	市の考え方	案の修正
22	市長の提案権は必要ない。 市長は、二分した意見をどうしても市民に問いたいのであれば、辞職して選挙で市民に問うこともできる。	それぞれに実施の請求ができることとしています。 また、市長提案における議会の同意についても、3者が対等という観点からすると適当でないと考えます。	修正無し
23 、 24	市長の提案権は必要ない。 (同意見 1件)	したがって、案のままとします。 なお、市長の住民投票提案権は、市政に係る重要事項について市民の意思を確認し、その結果を尊重するために認められる権限であるのに対し、選挙は自らの公約を実現するために立候補するものであり、同列に論ずべきものではないと考えます。	修正無し
25 、 29	議会の請求権や市長の提案権は必要ない。 (同意見 4件)		修正無し
30	住民から「市民請求」があれば、議会及び市長は「住民投票」を必ず実施しなければならないとすべきである。	ご意見のとおり、第12条第1項において、市長は市民請求を受理したときは、住民投票の実施を決定するとしております。	修正無し
第9条 署名等の収集			
31	代理署名は、実際にはかなりデリケートな問題を起すものと予想されるので採用には反対である。	「野田市住民投票条例の制定に関する基本方針」にあるとおり、署名及び署名の効力の審査手続は、地方自治法第74条に規定する条例制定請求権の例によることが最も公正かつ確実な方法であると考えておりますので、案のままとします。	修正無し
第11条 署名等の審査等			
32 、 33	「関係人」は不要。第2項の関係人とするのは縦覧者を限定することになり、複雑な問題を生じることになると予想される。 また、「関係人」は意味不明で誤解を招く恐れがある。 (同意見 1件)	「野田市住民投票条例の制定に関する基本方針」にあるとおり、署名及び署名の効力の審査手続は、地方自治法第74条に規定する条例制定請求権の例によることが最も公正かつ確実な方法であると考えておりますので、案のままとします。	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
第 1 2 条 実施の決定			
34	第12条第1項において、市民請求又は議会請求を受理したときは、住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者又は議会の議長に通知しなければならないとしているが、通知期間を明記すべきではないか（5日前後か）。	速やかに事務手続きを行うのは当然のことですので、ご意見のとおり修正します。 修正後 当該請求を受理した日の翌日から起算して5日以内に、住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者又は議会の議長に通知しなければならない。	修正有り
35	第12条第2項において、市長は、住民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示しなければならないとあるが、告示期間を明記すべきではないか（3日前後か）。	告示は行為を表すもので、期間を定めて行うものではありませんので、案のままとします。	修正無し
第 1 3 条 投票資格者			
36 45	投票資格者についての市の考え方に賛同する。国籍・年齢要件については、成人の日本人に限られており、常識的な判断だと思う。（同意見 9件）	請求資格者の要件は、公職選挙法に規定する選挙権と同一とすることが適切と考えており、永住外国人参政権については、賛否両論がありますので、国における判断を待ちたいと考えております。 また、年齢要件については、平成22年5月18日に施行された日本国憲法の改正手続に関する法律第3条は、「日本国民で年齢満18年以上の者」が投票権を有すると規定しています。しかし、附則第3条では、選挙権についても「満18年以上」となるまでの間は、「満20年以上」としてしておりますが、現在のところ公職選挙法の改正はされておられません。したがって、案のままとします。	修正無し
46 49	投票資格者に外国人も入れるべきである。 （同意見 3件）		修正無し
50 51	投票資格者は18歳以上に拡大すべきである。 （同意見 1件）		修正無し
52 54	基本方針を読むと投票資格に日本国籍を規定してあるが、肝心の条例案には国籍の規定が見当たりま	条例案の第13条第1項において、投票権を有する者は、「公職選挙法第9条第2項の規定により、本市	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	せん。国籍規定を明記してください。 (同意見 2件)	の議会の議員及び市長の選挙権を有する者」としており、公職選挙法では、選挙権を有する者を「日本国民」としていることから、明記しておりません。 したがって、案のままとします。	
第 1 4 条 投票日			
55 、 56	「住民投票実施の告示の日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日を定める。」と修正すべきである。 (同意見 1件)	住民投票を単独で実施することによる経費増や投票率アップの効果などを勘案すると、選挙との同日実施が望ましいと考え、「野田市住民投票条例の制定に関する基本方針」素案では「告示の日から60日経過後に行われる直近の選挙の期日に合わせて投票期日を定める。」としましたが、ご意見を踏まえ、条例素案では、「告示の日から起算して30日を経過した日から180日を経過した日までの間の最初の選挙の期日と同じ日を住民投票の期日(以下「投票日」という。)とするものとする。」としましたが、緊急性への対応をより明確にするため、次のとおり修正します。 修正後 告示の日から起算して30日を経過した日から90日を経過した日までの間の最初の選挙の期日と同じ日を住民投票の期日(以下「投票日」という。)とするものとする。	修正有り
57 、 62	選挙との同日投票とせず、単独投票にすべきだ。 (同意見 5件)		修正有り
63	「投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の20日前までに告示しなければならない。」に修正	国政選挙と地方選挙でも告示日は異なりますので、ご意見のとおり修正します。 修正後 当該投票日の20日前までに告示	修正有り

	意見の概要	市の考え方	案の修正
		しなければならない。	
第 2 2 条 情報の提供			
64 、 65	<p>(条例案)</p> <p>「…市民が政策案を理解するために<u>求める必要な情報の提供を行うものとする。</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「求める」は削除する。 ・ 「提供を行うものとする」は「提供を行わなければならない」に修正する。 <p>条例案であると、市民が求めなかった場合は、必要な情報の提供を行わなくても良いとも解釈できる。2つの修正を合わせると、市民が政策案を理解するために必要な情報を必ず行わなければならないという意味になる。</p> <p>(同意見 1 件)</p>	<p>この条文は、市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報提供を行うことを定めたものであり、市民から求められた場合のみ、情報提供を行うということではありません。</p> <p>ただし、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>修正後</p> <p>市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票事項に係る市が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、<u>市民が政策案を理解するために必要な情報を提供しなければならない。</u></p>	修正有り
66	<p>市の重要事項であることから、市長は主権者である市民と向き合い、事前理解を深める姿勢が不可欠であるため、「市長は、…理解するために必要な情報を分かり易く提示するとともに、市民と自由に意見交換して事前理解を深める場づくりを行わなければならない。(説明会、タウンミーティング)」に修正。</p>	<p>市長が、住民投票を実施する重要事項について賛成反対の意見を表明することは当然ですが、この規定は、市としての情報提供に関する規定であることから、その立場での中立性を求められますので、案のままとします。</p>	修正無し
67	<p>住民投票の実施に際しては、必要な情報の提供を公平に提供する等の加筆を望む。</p>	<p>第22条第2項において、公平性を確保するため、情報の提供に当たっては、「中立性を保持しなければならない」としておりますので、案のままとします。</p>	修正無し
第 2 4 条 結果の尊重			

	意見の概要	市の考え方	案の修正
68	成立要件は、投票資格者総数の3分の1から2分の1以上は必要である。	<p>「野田市住民投票条例の制定に関する基本方針」のとおり、成立要件の設定はボイコット運動を誘発することが懸念されるとともに、市議会議員選挙の投票率が50%を下回る現状においては、成立要件を設けることは適当でないと考えています。</p> <p>なお、署名要件を一定の水準に設定し、選挙と同日に実施することにより、投票率の向上につながるものと考えます。</p> <p>したがって、案のままとします。</p>	修正無し
69 70	最低でも成立要件は、3分の1以上ないと住民意思が反映できるとは言えるか疑問である。 (同意見 1件)		修正無し
71	成立要件は絶対に必要である。「投票数の賛否のいずれか過半数の結果が、投票資格者総数の5分の1以上をもって成立する。」を提案する。		修正無し
72	「議会及び市長は、住民投票の結果、有効投票数の過半数の結果が投票資格者総数の10分の1（または9分の1～7分の1でも良い）以上に達したときは、市民の意思を尊重しなければならない。」に修正		修正無し
73	投票率が過半数に達しなければ、その住民投票は不成立にするべきと考える。		修正無し
74 76	成立要件を設けるべきである。 (同意見 2件)		修正無し
77	本条例の目的である「直接、市民の意思を市政に反映させるため」からすると、住民投票の結果について「市民の意思を尊重しなければならない」程度の効力しか無いのであれば本条例の意味が無いに等しいと思う。投票結果によってレベル分けをするべきと考える。 例えば、50% < 意思 60% : 「尊重」、60% < 意思 : 「従う」。		<p>条例に基づく住民投票制度に法的な拘束力を持たせることは、地方自治法との関係で違法であるというのが通説ですので、案のままとします。</p> <p>なお、「尊重」とは、単に参考とすることではなく、投票結果を慎重に検討し、これに配慮しながら意思決定することであり、その意思決定については、十分な説明責任を果たす必要があると考えます。</p>
第 2 6 条 住民投票運動等			

	意見の概要	市の考え方	案の修正
78 79	「市民の平穏な生活環境を侵害する行為」では表現が曖昧で、恣意的な解釈も考えられるため、侵害する行為を具体的な表現するか又は削除する。(同意見 1件)	条例で、逐一例示することは困難なため、ご意見を踏まえ、規則で具体的に例示します。 修正後 <u>夜間に街頭演説をすることその他の規則で定める市民の平穏な生活環境を侵害する行為</u>	修正有り
80 89	戸別訪問を禁止すべきでない。(同意見 9件)	戸別訪問は買収、利害誘導等の温床になりやすく、投票も情実に支配されやすくなるなどの弊害があることから、署名運動以外の戸別訪問を禁止したものですので、案のままとします。	修正無し
90	住民投票運動等は再検討が必要だと思う。	ご意見の趣旨が定かではありませんが、再検討の必要はないと考えます。	修正無し
第 27 条 署名運動の罰則			
第 28 条 賛成反対運動等の罰則			
91 97	罰則規定を設けるべきではない。(同意見 6件)	禁止行為の規定の実効性を担保するために、あえて罰則規定を置くこととしておりますので、案のままとします。	修正無し
98	第27条第1項第1号を下記のとおり改める。 「請求資格者または署名運動者に対し、何らかの不当な行為をもって署名の自由を妨害した時」 第1項第2号、第3号を削除する。(提案理由) 素案第2号、第3号のように、執拗に細かく成文化する必然性が理解できない。	罰則規定には、罰則に該当する行為の構成要件を、具体的に規定しなければなりませんので、案のままとします。	修正無し
99	第28条第1号を下記のとおり改める。 「賛成又は反対の何れかの投票をさせ、あるいは、させない目的を		修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>もって投票資格者又は賛成反対運動者に対し何らかの不正・不当な行為でその自由な投票を妨害した時」</p> <p>第2号、第3号、第4号、第5号、第6号を削除する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>この種の条例による住民投票結果は、本来政策決定に強制力を伴わない諮問型であるから、こと細かく禁止・罰則規定を定めること自体、極めて不自然なことである。</p>		
100	「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。」とあるがこのことでも問題がある。	<p>詳細な手続や関係様式等については、条例に規定せず規則に規定するのが例規上の原則ですので、案のままとします。</p>	修正無し
101	「必要な事項は、市長が定める。」とあるが、必要な事項とは何をさしているのかわからない。		修正無し
その他			
102	条文を「です・ます調」に修正	「です・ます調」にするには、法技術的な問題が大きいので、ご意見を参考にさせていただきます。	修正無し
103 104	<p>住民投票条例の制定に反対である。制定しようとする考え方が間違っている。</p> <p>(同意見 1件)</p>	<p>少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、自治体を取り巻く環境が急激に変化し、市民ニーズや価値観が多様化していく中で、市民の意向に沿った市政運営を行っていくことが重要な課題となっています。</p> <p>また、地方分権の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中で、住民福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や、市民の間</p>	修正無し
105	市民は、責任ある一票を投じるという方法で市政に参加している。それ以上のことをするよう条例で定めれば、直接民主制の採用になってしまう。		修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
106 107	この条例制定の緊急的必要性があるとは思えない。 (同意見 1件)	<p>で意見が大きく分かれる事項について、市民の意思を踏まえて政策決定を行なっていくことが重要であると考えます。</p> <p>これらのことから、住民の意思を市政に反映し、住民自治の推進に資するため、市民本位の市政運営、市民参加の重要な形態の一つとして、必要な場合、迅速に同一のルールで住民投票を行うことが可能である常設型の住民投票条例を制定するものです。</p>	修正無し